

## 第5回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

日 時：平成18年7月21日（金）10時00分～

場 所：情報文化センター大会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
  - (1) 事案の検証（第4回検証委員会における確認調査結果及び全検証期間）
  - (2) その他
- 4 報告事項
  - (1) 第4回検証委員会会議録について
- 5 閉会

#### 配付資料

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 資料1 | 確認調査結果（第Ⅲ期、Ⅳ期）   |
| 資料2 | 検証資料（G及びIの再整理結果） |
| 資料3 | 第4回検証委員会会議録      |

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがの しょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもと なおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学法科大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

## 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 確認調査結果

期	行政対応	内容	重要な検証ポイント	調査結果
III	・指示書発行 (K) (H11.9- 12.12)	許可容量超過に対する指導 ・文書指導(高さは正)12回 ・法に基づく報告徴収2回	何度も指示書による指導を行っているが、もっと早く措置命令が出せなかったのか。 ①Dの状況を踏まえてもっと早く行政処分をすることはできなかったのか。	<p>1 当初の対応状況</p> <p>(1) 当初(平成11年秋ころまで) 措置命令の履行(修景作業)を事業者に行わせることが指導の中心であった。この間、新規の受入れについては、法的な命令が出せないため、指導で制限するよう指示していた。</p> <p>(2) 平成11年秋以降 平成11年の後半から急激に処分場への搬入量が増え、平成12年になると処分場の山はさらに高くなった。しかし、埋め立てた廃棄物の重量は確認できるが、容量は直接把握できないので、いつ許可容量を超えたのか正確な把握は難しかった。 12年3月に収用問題で道路公団と和解しており、9月までに収用部分を明け渡すため、廃棄物の移動作業を優先的に行っていた。 平成12年8月には、測量をさせて容量超過が明らかになれば、事業停止命令を行うという方針を固めていた。</p> <p>2 事業者への測量指導と側道工事との関係 測量は、基本的には事業者が行うべきことで、市の負担で行うものではないという考え方があった。 当初、夏前には測量させる方針だったが、収用部分の明け渡しのための廃棄物の移動作業などを勘案すると、工事を中断させて測量を行わせるのは困難だった。 そのため、測量は明け渡し後の10月に実施し、測量結果は11月に判明した。(市もポイントを絞ってクロスチェックをした。)</p> <p>3 行政処分の実施状況について 行政処分を実施するためには測量結果が必要と考えており、測量結果が出てからの対応は迅速に行われた。</p>
IV	G社の措置命令代行 (S) H14.4- 15.10	G社が措置命令代行を申し入れた。	・検証対象とすべきか。 ・G社は途中で修景作業等やめてしまった。G社に措置命令の履行代行を頼まないで、もっと早い段階で、市自身が行政代執行に取り組むことを考えるべきではなかったか。	<p>1 G社の申入れ内容・本市の対応・結果 当初は事業者による措置命令履行を前提に指導していたが、事業者が不渡りを出して履行が困難となった中で、G社からボランティアのような形で修景するという申入れがあり、それを受け入れた。品濃町最終処分場に関する廃掃法に基づく指導や行政処分の対象は、三興企業でありG社ではないとの認識はあった。 その後、G社は中間処理の許可を取得した。この許可に関しては、施設等の許可要件がそろっていたので許可したものである。 しかし、G社は予測どおりの収益があがらず、途中で措置命令の履行をやめたい旨を申し出てきた。</p> <p>2 行政代執行の検討状況について 当時、処分場については周辺地域の問題として捉えられていたようで、苦情としては修景作業に伴う周辺住民からの臭気についてのものが多かった。 第3回措置命令を発令した頃には代執行について課内で検討していた。</p>

# G 施設変更許可 (H9. 12. 25)

## 1 変更計画の概要

①埋立区域の修正、②埋立区域の拡大、③擁壁の設置により、埋立面積を 23,898.91 m<sup>2</sup> (変更前 21,386.00 m<sup>2</sup>)、埋立容量を 674,252.07 m<sup>3</sup> (変更前 515,139.00 m<sup>3</sup>)に拡大する。(概要図あり)

## 2 施設変更が完了するまでの手続

I	横浜市要綱(※1)の規定 (事前協議)	本件での実施日	
i)	事業者が「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)を提出	平成9年10月16日	
ii)	i)の当該計画書の「横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議」への付議 [本市関係局との調整]	平成9年10月16日	
iii)	ii)での指摘事項を受け、事業者に「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)の修正を指示		
iv)	事業者が「産業廃棄物処理(埋立処分)事業計画書」(変更)を修正		
v)	要綱基準適合を確認した上で計画承認を事業者へ通知	平成9年12月18日	
II	廃掃法(※2)の規定 (変更許可)	本件での実施日	根拠
i)	I v)で承認した内容の「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」を受理	平成9年12月18日	法 第15条の2 第1項
ii)	申請書の内容が許可基準に適合しているか審査		法 第15条の2 第2項 (法 第15条 第2項)
iii)	審査で法基準適合を確認した上で「産業廃棄物処理施設変更許可証」を交付	平成9年12月25日	

★ この時点で、事業者は変更工事に着手することとなる

III	廃掃法(※2)及び横浜市規則(※3)の規定 (使用前検査)	本件での実施日	根拠
i)	変更工事の竣功後、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」を受理	平成10年6月3日	法 第15条の2 第2項 (法 第15条 第4項)
ii)	現地調査等による使用前検査		
iii)	使用前検査で法基準適合を確認した上で「処理施設検査済通知書」を交付	平成10年6月4日	市条例規則 第34条

★ この時点で、変更が完了したこととなる

- (※1) 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱  
\* 要綱の基準は、法基準に横浜市独自の条件を上乗せたもの
- (※2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (※3) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

### 関連条文

許可制度	法 第15条の2 第1項	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
許可基準	法 第15条 第2項	都道府県知事は、前項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
	第1号	厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。
	第2号	産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること。
使用前検査	法 第15条 第4項	第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
	規則 第12条の4 第1項	法第十五条第四項(法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
使用前検査確認	横浜市規則 第34条	市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第1項に規定する申請書により処理施設の使用前の検査の申請があつた場合において、法第8条第2項第1号又は第15条第2項第1号の技術上の基準に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書(第37号様式)により申請者に通知するものとする。

## 3 変更許可申請書等と許可基準との適合状況等 (使用前検査も含む)

	許可基準		変更許可	
	条文の概要	条文抜粋	申請書類等との照合結果	
技術上の基準 (総理府令、厚生省令)	(1) 周囲の囲い	埋立処分場所(以下「埋立地」という。)の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。	既設置	
	(2) 地滑り・沈下防止	地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	申請書に添付の断面図に「N=13得られない場合は、地盤改良を行う。」との記載あり	
	(3) 看板	入口の見やすい箇所に、様式第二により産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	既設置	
	(4) 擁壁の強度		埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん提その他の設備であつて、次の要件を備えたもの(以下「擁壁等」という。)が設けられていること。	
		①	自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。	申請書に建築確認通知書写し(構造計算書付き)の添付あり
		②	埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	申請書に添付の擁壁の標準断面図には遮水シート敷設あり
(5) 浸出液流出防止		埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。		
	① 遮水工	埋立地には、一般廃棄物の投入のための開口部及び口に規定する集水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けること。ただし、埋立地については、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他本文に規定する遮水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りではない。	平成10年6月5日付け「処理施設設置(変更)許可申請事項変更届出書」には、遮水シート工事の施工証明書・シートの技術資料の添付あり	
	② 集水設備	埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備を設けること。	平成10年6月5日付け「処理施設設置(変更)許可申請事項変更届出書」には、排水計画図(拡大区域の集水配管図)の添付あり	
	③ 浸出液処理設備	集水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を排水基準を定める総理府令第一条に規定する排水基準に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。	既存設備を使用するため、変更なし	
災害防止計画	(6) 敷地外雨水の流入防止	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。	申請書に排水計画図の添付あり	
	(7) 災害防止計画	次に掲げる災害防止のための計画が定められているものであること。	申請書に災害防止計画書の添付あり	
	①	産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	②	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	③	火災の発生の防止に関する事項		
④	その他最終処分場に係る災害防止に関する事項			

確認調査結果	
確認事項	第1回措置命令が未履行なのに施設変更を許可してよいのか。許可基準は満たしていたのか。
調査結果	<p>&lt;背景&gt; 側道の用地確保のために、廃棄物の移動先の確保が必要であった。また、埋立が終了していない処分場から産業廃棄物を場外搬出することは、埋立処分の再委託に該当し、排出事業者の了解を得なければならないという認識であった。したがって、措置命令を履行する現実的な方法は、処分場を拡大する方法しかないと考えており、施設変更許可と第2回措置命令はセットで考えていた。</p> <p>&lt;変更許可について&gt; 当時の判例等から、処理施設の許可事務は、「申請書の内容が許可要件を満たせば許可しなければならない」と考えていた。また、当時の施設許可の基準には「おそれ条項」はなく、技術基準と維持管理基準を満たしていたので許可した。</p>
	備考

使用前検査	
申請書類等との照合結果	
技術上の基準 (総理府令、厚生省令)	(1) 既設置
	(2) 掘削工事の立入検査にて次の事項を確認(写真あり) ・掘削部のほとんどが軟岩であった ・一部はH鋼横木矢板による土留め及び改良土による法面整形施工
	(3) 既設置
	(4)
	① 起案書類の備考欄には「本使用前検査は、全体の変更のうち、竣功した一部分について行ったものですので、変更許可内容の全体が竣功した段階で、再度使用前検査を行う必要があります。」との記載あり
	(5)
①	書類には、遮水シートの二重敷設・シート上面の保護層・シート接合部の融着状態を確認したのと記載あり(ただし、一部は検査済通知書交付後の7月に確認)
②	(4)と同様
③	既設置
(6)	(4)と同様

## 1 処分業許可 (H10. 6. 29)

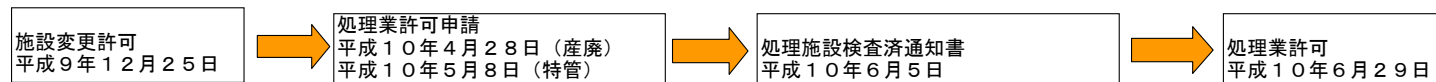
## 1 許可の概要

(1)産業廃棄物処分業新規許可(最終処分:燃え殻、汚泥、廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉱さい、ばいじん)

(2)特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可(廃石綿等の埋立の追加)

※許可条件:受入容量は21,000m<sup>3</sup>に限る

## 2 手続き



## 3 処分業許可における許可基準と申請書類等との適合状況

許可基準の概要	許可基準条文抜粋	申請の内容	厚生省通知(処理業の許可事務取扱要領について)抜粋	確認調査結果抜粋
	都道府県知事は、許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。		申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則(条項略)に定める基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する場合に、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。	
(1) 施設(処分場・重機)の具備	埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。 特別管理最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること	・土地所有者の「産業廃棄物最終処分場設定事項の変更承諾書(写)及び自社所有地の登記簿の添付あり ・申請書の添付資料に「保有機材:パワーショベル7台・ブルドーザー3台・ペイローダー2台・コンバクター1台・破砕機4台・減容機1台・バキューム車1台」との記載あり。 ・最終処分場の許可変更について平成10年6月5日付けで処理施設検査済通知書の交付を受けている。	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。	
(2) 講習会修了者	法人の代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が、厚生大臣が認定する[特別管理]産業廃棄物の処分に関する講習を終了した者又は厚生大臣がこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であること。	取締役副社長の講習会修了証写しの添付あり		
(3) 経理的基礎	産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	・事業開始資金及び調達方法の添付あり。資金総額60,678千円(設計費・工事費・シート代等)、資金調達は手許資金及び借入(借入金融機関5行明示)による旨記載あり。 ・申請書の添付書類に、直前3年分の貸借対照表・損益計算書・納税証明書、今後3年間の収支計画書あり。 ・経常利益 H6. 11. 1~H7. 10. 31(30,250千円) H7. 11. 1~H8. 10. 31(4,217千円) H8. 11. 1~H9. 10. 31(△1,380,958千円) ・収支計画書では、H11.10.31計画で17.8億円損失、H12.10.31計画で17.4億円損失。計画書では、新たな事業開始等により経営状況の改善が見込まれる旨記載あり。	1 事業計画が廃掃法(以下「法」という。)の諸規定に従って処理業を行う上で適正なものであり、また、当該計画に従って行われる事業に必要な設備、機材等の整備に要する資金額が類似の他事業と比較して妥当かどうかを確認すること。 2 事業の開始に要する資金の調達方法はできる限り具体的に記述させ、必要に応じて金融機関等と連絡調整を図ることにより、金融機関等からの融資や借入の確実性を確認すること 3 資金の借入を行う場合には、資金の調達方法と事業計画に基づき、長期的な事業収支計画が実行可能な借入金の返済を見込んだものかどうかにより、事業の継続性を判断すること。 4 貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産の状況を記載した調書及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の内容を十分審査し、会社又は個人として事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。	産業廃棄物処理業の許可は法定の要件を満たせば許可するという羁束裁量と考慮しており、処理施設変更許可で拡大した処分場容量のうち、措置命令履行に要する分を除く(21,000m <sup>3</sup> )の余裕があり、許可申請の内容が許可要件を満たしていたので許可した。
(4) <欠格要件> 破産者等	禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(5) <欠格要件> 禁錮刑	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(6) <欠格要件> 廃掃法等の違反による罰金刑	この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(7) <欠格要件> 業許可取消し	第七条の三(第十四条の三において準用する場合を含む。)若しくは第十四条の六又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(8) <欠格要件> おそれ条項	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、これにより個々の実態に即して適切に業の許可を行うことができるものであること。したがって、申請者が、以下の事例に該当する場合であつて、かつ、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合には、おそれ条項に該当するものとして不許可処分とすることができること。 なお、おそれ条項の適用に当たっては、全国的統一性及び公平性を確保する必要があることから、当省と協議すること 1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けており、許可を与えても、再度取消処分を受けることが予想される場合 2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴が提起されている場合 3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合 4 その他1から3までに掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	産業廃棄物処理業許可については、当時の法令においても、欠格要件におそれ条項が規定されていた。このおそれ条項の適用は、「繰り返して行政処分を受けている」こと、「全く指導に従わない状態」などが前提であり、許可しても適正処理が期待できないことが明らかな場合でなければ、この条項を適用して「不許可」とすることが難しいと考えていた。
(9) <欠格要件> 未成年者の法定代理人	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(4)から(8)までの一に該当するもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		
(10) <欠格要件> 役員・使用人(支店長等)	法人でその役員又は政令で定める使用人のうち(4)から(8)までの一に該当するもの	申請書の添付書類に、役員・使用人等が欠格要件に該当しない旨の申告書あり。		

★当時までの主な産業廃棄物処理業許可に関連する判例(参考)

裁判所	判決年月日	件名	概要
前橋地裁	平成2年1月18日	産業廃棄物処理業許可処分取消請求事件	施設周辺の環境悪化を理由に許可処分の取消しを請求したが、法(14条2項)が個人的利益を保護するものではなく、原告適格が認められなかった。
松山地裁	平成6年9月9日	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求事件	収集運搬業の不許可処分(理由:運搬能力無し、おそれ条項の適用)の違法性を争ったが、不許可処分は適法と認められた。
高松高裁	平成7年12月19日	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求控訴事件(原審H6. 9. 9松山地裁)	原審を支持
仙台地裁	平成10年1月27日	産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件	要綱に従わない事業者の許可関係書類を返戻し、受理を拒否したことが、不作為にあたり、違法とされた。

★許可取消・事業停止条文抜粋(参考)

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が欠格要件のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
---

★行政処分の指針(平成6年10月1日厚生省産業廃棄物対策室長通知)抜粋(参考)

違反行為をした者に対する業の許可の取消し等
不利益処分については、行政庁は、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」を定めるよう努めなければならないこととされている(行政手続法第一二条)。 これに関し、違反行為をした者に対する業の許可の取消し等については、処分の類型化が大きな意味を持っている。すなわち、「ある種の行為については、この程度の処分」という目安を示すことにより、恣意的な判断を排し、統一性のある処分が確保されることになる。

\* 指針の中に具体的な処分の基準についての記載はなし

## 第 4 回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成 18 年 6 月 22 日(木) 午後 2 時から午後 4 時 35 分まで

開催場所 横浜情報文化センター 7 階 大会議室

出席者 (委 員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員

(横浜市)

局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局 11 名 計 18 名

開催形態 公開 (傍聴者 6 人 報道機関 2 社)

決定事項 1 次の事項について、事務局が確認調査を行い、次回委員会で報告する。

(1) K の時期について

・指導の状況

・測量実施までに時間を要した理由

2 次の事項について、事務局が資料を整え、次回委員会で報告する。

(1) 平成 8～13 年の現場の航空写真

(2) 業の再許可 (平成 10 年) 当時の業許可の基準とそれに対する事案の状況

(3) 施設変更許可当時 (平成 9 年) の施設許可の基準とそれに対する事案の状況

議事 事案の検証 (第 3 回検証委員会確認調査結果、第Ⅲ期及び第Ⅳ期)

(主な意見等)

<第Ⅰ期及び第Ⅱ期の確認調査>

・当時、市内に処分場を確保することを重要視していたようだが、市の方針として明確に位置づけられていたのか。

(事務局回答) 本市から排出される廃棄物量は多く、処分場の必要性が認識されており、当時の 5 か年計画 (第 3 次横浜市産業廃棄物処理指導計画) では、「最終処分場等の施設整備の促進」を目標としていた。

・第 1 回措置命令が出されていたが、側道建設に伴い廃棄物を移動するために施設の拡大を許可したことは、現実的で合理的な判断だったかもしれないが、結局は次の問題の原因となったのではないか。

・第 2 回措置命令を分析すると、体系的に矛盾なく対処できていたのか疑問がある。

・措置命令違反で許可取消しにならないのか。

(事務局回答) 法令と事案の状況を照合できる資料を用意する。

・D の時期に何かできなかったのか、疑問が残る。

・行政処分は組織的に対応していたが、指示書はどうだったのか。

(事務局回答) 指示書は課長決裁であり、組織的に状況は把握されていた。

<Ⅲ期 (K～Q) の検証>

・事業停止 (L、O～Q) と 4 回あるが、搬入状況はどうだったのか。

(事務局回答) 第 1 回事業停止命令の期間終了後も受入れを停止させていた。その後の O～Q の命令期間は連続している。なお、停止指示は事業者からの測量結果報告を受け、翌日の平成 12 年 11 月 14 日に受入れ停止を指示した。これ以降受入れはない。

・事業者報告 (平成 11 年 10 月 13 日) にある減容の内容は、減容率が大きく見えるが、実際に

はどうだったのか。

(事務局回答) 最終処分場で通常行われる転圧のほかに、事業者は破砕機を導入していた。しかし、実験どおりに減容が進まない状況だった。

<IV期(R~)の検証>

・G社の関与は、どこまで評価すればいいか、当委員会としての取扱いが課題である。

<報告書作成に向けた意見>

- ・行政指導(口頭・文書)や処分について組織的に対応するためのガイドラインが必要。判断基準を明示することで段階に応じた指導や処分ができるようになり、再発防止になる。
- ・報告書に施設の土地形状が分かる図面や当時の指導方法や市の方針などの資料をつけたら分かりやすい。

報告事項 1 第3回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 法令関係の調査結果
  - 2 確認調査結果
  - 3 検証シート(Ⅲ期、Ⅳ期)
  - 4 第3回検証委員会会議録